

だい しょう けいかく もくひょう 第2章 計画の目標

1 基本目標

ほんけいかく しょう う む すべ しみん
本計画では、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が
きほんてきじんけん ほしょう こじん そうご じんかく
基本的人権を保障されたかけがえのない個人として、相互に人格
こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん む つぎ
と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、次の
もくひょう
3つを目標とします。

(1) お互いを尊重し合えるまちづくり

せいかつ ぼとう しょう ひと しょう ひと
生活の場等において、障がいのある人が、障がいのない人と
じっしつてき どうとう せいかつ いとな はいりよ さべつ
実質的に同等の生活を営むことができるよう配慮し、差別や
ふりえき あつか きんし
不利益な扱いを禁止します。

しょう こ すこ そだ しょう
障がいのある子どももない子どもも健やかに育ち、障がいのあ
ひと ひと ちいき じゅうみん たが ささ あ そんちょう
る人もない人も地域の住民としてお互いを支え合い尊重しながら
あんしん たの く すいしん
安心して楽しく暮らすことのできるまちづくりを推進します。

す な ちいき ひと のうりよく さいだいげん い ちいき ひと
住み慣れた地域でその人の能力を最大限に生かして、地域の人
ととともに暮らしていくことのできるまちづくりを目指します。

(2) 地域で暮らすことのできる体制づくり

ちいき く しょう ひと ちいき ふくし いりょう きょういく
地域で暮らす障がいのある人が、地域の福祉、医療、教育、
しゅうろうとう ゆうこう かつよう ちいき く こと たいせい
就労等のサービスを有効に活用し、地域で暮らす事ができる体制
づくりを図ります。

(3) 自立への支援と社会参加の促進

障がいのある人が自らの決定に基づき主体的に、地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して積極的に参画することができ、生きがいを持って暮らすことができる地域を目指します。

障がいのある人とサポートするその家族が安心して生活し、働くことができるような施策の推進を図ります。

自分の暮らしを自らの選択により決定し、自分らしく暮らすことができるよう、また、障がいのある人もない人も互いを理解し合い、市民の一人として社会参加できるまちづくりを目指します。

■ 自立 ■

「自立」とは、「他の助けを受けずに自分ひとりの力で物事を行うこと」の意味ですが、この計画においては、「どこで暮らしていても、必要な援助を受けながら、自らの決定に基づき主体的に生きて行くこと」として使用しています。

2 基盤整備の方針

(1) 民間との協働

障害福祉サービスを支える基盤を整備するために、民間活力の導入を促進するとともに、社会福祉法人や特定非営利活動法人等、民間団体との協働を推進します。

特に、就労支援等の地域全体の協力が必要となる施策については、胆振日高障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、職親会等との連携により推進します。

(2) ネットワークの構築

地域における団体、企業等との連携や事業者等の参入を促すために、情報発信や情報の共有化を積極的に行います。

また、伊達市地域自立支援協議会等との連携により地域の関係機関によるネットワークの構築を推進します。

■伊達市地域自立支援協議会■

平成18年10月、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されました。協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者並びに保健・医療及び教育・雇用の関係者等により構成されています。

また、「相談支援部会」、「精神障がい者地域生活支援部会」、「発達支援部会」、「高齢障がい者支援部会」、「働く人を支える部会」の五部会において活発な議論や検討などが行われています。

協議会では、次の事項について協議を行います。

- ① 相談支援事業の運営に関すること
- ② 困難事例への対応のあり方に関すること
- ③ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- ④ 伊達市障がい者計画及び伊達市障がい福祉計画の達成状況の点検・評価に関すること等